

最高裁秘書第1863号

平成31年4月15日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

3月25日付け（同月26日受付、最高裁秘書第1663号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

最高裁が、全国の家庭裁判所に対し、成年後見人の報酬は業務量で決めるべきなどと通知した文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。